

## 木曾調の沿革

---

### 1. 昭和 26 年 9 月：全国で最初の調査事務所設置

木曾川水系における国家的事業とも言える愛知用水事業をはじめ、濃尾用水事業、木曾川総合用水事業等の一連の大規模農業水利事業を国の直轄調査として行うため、昭和 26 年 9 月に全国に先がけて京都農地事務局木曾川水系総合農業水利調査事務所が設置されました。

### 2. 昭和 34 年 4 月：東海地方に農地事務局設置

京都農地事務局より分離して名古屋農地事務局が設置され、名古屋農地事務局木曾川水系総合農業水利調査事務所となりました。

### 3. 昭和 37 年度：広域農業開発基本調査（水系開発基本調査）開始

昭和 36 年 11 月の「水資源開発促進法」施行に伴い、木曾川水系及びこれに関連する水系内地域の調査を広域的、継続的に行うため、昭和 37 年より広域農業開発基本調査が開始されました。

また、濃尾用水事業により犬山頭首工が完成しました。

なお、水需要の逼迫、水利調整及び水源開発計画の必要性等から、矢作川水系を昭和 55 年度に、豊川水系を平成 3 年度に調査対象地域に編入しました。

### 4. 昭和 38 年 4 月：農地事務局が農政局となる

名古屋農地事務局から東海農政局となり、東海農政局木曾川水系総合農業水利調査事務所となりました。

### 5. 昭和 41 年 8 月：頭首工の直轄管理開始

犬山頭首工の直轄管理を行うため、犬山頭首工管理事務所が設置されました。

### 6. 平成元年度：土地改良調査管理事務所として発足

国営土地改良事業等のより一層の計画的推進を図ることを目的として、調査、全体実施設計を一貫して行うとともに、情報の収集、農業水利施設の管理等を効率的に実施するため、木曾川水系総合農業水利調査事務所と犬山頭首工管理事務所を統合再編し、木曾川水系土地改良調査管理事務所として組織改正しました。

### 7. 平成 16 年度：管理課を保全対策課へ組織改正

国営造成施設の有効利用と長寿命化を図る業務体制の充実及び県や土地改良区が実施する

国営造成施設の維持管理や予防保全に関する技術的な指導・支援を行うため、組織改正しました。

#### **8. 平成 20 年度：保全技術課を新設**

平成 19 年度から本格的に導入されたストックマネジメントにおいて、ライフサイクルコスト低減のための精度の高い機能保全計画の作成並びに、施設の診断・劣化予測・評価手法の確立、対策工法の有効性や耐久性の検証など技術の確立と高度化を図るために新設しました。

#### **9. 平成 22 年度：保全対策課を企画課、保全技術課を保全管理課へ組織改正**

国営地区の現状及び課題の調査、これら調査等により得られた各種情報の分析、地方公共団体・土地改良区と連絡し地域農業の将来展望や水利用ニーズに関する情報の共有、透明性・競争性の拡大による業務・労務の品質の確保を行い、全国で更新時期を迎え、機能低下している国営造成施設に関し、計画的・効率的な更新整備を実現するため、組織改正されました。

#### **10. 平成 23 年度：保全管理課を保全計画課へ組織改正、保全整備課を新設**

施設の長寿命化及びライフサイクルコストの低減を目的とし、施設の劣化予測の精微化と老朽化による施設損壊リスクに対応するため、国営造成施設の監視機能の強化、基本インフラの戦略的保全管理、新たな交付金の導入に向け建設から管理（ストックマネジメント）時代への転換に対応するため組織改正・新設されました。

#### **11. 平成 25 年 5 月：中勢支所を設置**

国営中勢用水土地改良事業（昭和 47 年度から平成 2 年度）で造成した農業水利施設は、事業完了後、経年に伴う機能低下が生じており、安濃ダム・第三頭首工及び用水路等の機能を長期に渡り保全するための整備を行い、施設の維持管理軽減及び農業用水の安定供給を図り、農業生産の維持及び農業経営の安定に資することを目的とする国営施設機能保全事業「中勢用水地区」を実施するため、中勢支所を設置しました。

#### **12. 平成 27 年 4 月：青蓮寺支所を設置**

国営青蓮寺土地改良事業（昭和 43 年度から昭和 60 年度）で造成した農業水利施設は、事業完了後、施設の老朽化による漏水や破損事故等の不測の事態が生じており、農業用水の安定供給に支障を来しているとともに、施設の維持管理に多大な費用と労力を要しています。これら施設の機能を保全するための補修・補強を行うことにより、農業用水の安定供給及び施設の維持管理軽減を図り、農業生産性の維持及び農業経営の安定に資することを目的とする国営施設応急対策事業「青蓮寺用水地区」を実施するため、青蓮寺支所を設置しました。

### **13. 平成 27 年 12 月：尾張西部地区着手**

国営尾張西部土地改良事業（昭和 60 年度から平成 8 年度）で造成した農業水利施設は、事業完了後、経年に伴う機能低下が生じており、日光川河口排水機場及び尾西排水機場等の農業用水施設の機能を保全するための整備、併せて大規模地震に対し必要な耐震性を有していない施設の耐震化対策を行い、施設の長寿命化による排水機能の維持及び施設維持管理の費用と労力の軽減を図り農業生産の維持及び農業経営の安定に資することを目的とする国営施設機能保全事業「尾張西部地区」を着手しました。

### **14. 平成 28 年 5 月：宮川支所を設置**

国営宮川用水土地改良事業（昭和 32 年度から昭和 41 年度）で造成した粟生頭首工は、事業完了後、施設の老朽化によるゲート開閉動作不良や油圧ユニットの異常等の不測の事態が生じており、農業用水の安定供給に支障を来しているとともに、施設の維持管理に多大な費用と労力を要しています。粟生頭首工の機能を保全するための補修・補強を行うことにより、農業用水の安定供給及び施設の維持管理軽減を図り、農業生産性の維持及び農業経営の安定に資することを目的とする国営施設応急対策事業「宮川用水地区」を実施するため、宮川支所を設置しました。

### **15. 平成 29 年 6 月：長良川支所を設置**

国営長良川用水土地改良事業（昭和 55 年度から平成 9 年度）で造成した農業水利施設は、事業完了後、施設の老朽化による漏水事故、経年の機能低下による頻繁な故障等により不測の事態が生じており農業用水の安定供給に支障を来しているとともに、施設の維持管理に多大な費用と労力を要しています。併せて、大規模地震に対し必要な耐震性を有していない施設について、機能を保全するための整備と耐震化のための整備を一体化を行うことにより、農業用水の安定供給及び施設の維持管理の費用と労力の軽減を図り、農業生産性の維持及び農業経営の安定に資することを目的とする国営施設応急対策事業「長良川用水地区」を実施するため、長良川支所を設置しました。

### **16. 令和 3 年 4 月：財産管理課を新設**

国営事業所等における管理業務の平準化を図るとともに、国営事業所等及び農政局水利整備課の財産管理業務を支援するため、財産管理課が新設されました。